

相模川水系 相模川上流（東部）圏域
河川整備計画

平成 17 年 3 月

山 梨 県

相模川水系 相模川上流（東部）圏域河川整備計画
目 次

| | |
|---|-----------|
| 1.河川整備の現状と課題 | 1 |
| 1.1 流域および河川の概要 | 1 |
| 1.2 自然環境および社会環境 | 3 |
| 1.2.1 自然環境の概要と課題 | 3 |
| 1.2.2 社会環境の概要 | 8 |
| 1.3 治水の現状と課題 | 9 |
| 1.3.1 主要な水害 | 9 |
| 1.3.2 治水の沿革と課題 | 10 |
| 1.4 河川の利用の現状と課題 | 11 |
| 2.河川整備の目標に関する事項 | 12 |
| 2.1 河川整備の対象河川 | 12 |
| 2.2 河川整備計画の対象期間 | 12 |
| 2.3 河川整備計画の目標に関する事項 | 12 |
| 2.3.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 | 12 |
| 2.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 | 13 |
| 2.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標 | 14 |
| 3.河川整備の実施に関する事項 | 15 |
| 3.1 河川工事の目的と内容 | 15 |
| 3.2 河川維持の目的と内容 | 20 |
| 3.2.1 河川管理施設の維持管理 | 20 |
| 3.2.2 ダムの維持管理 | 20 |
| 3.2.3 水量・水質の保全 | 20 |
| 3.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項 | 21 |
| 3.3.1 地域ぐるみの河川管理 | 21 |
| 3.3.2 情報伝達体制の構築 | 21 |

1.河川整備の現状と課題

1.1 流域および河川の概要

本整備計画では、一級河川相模川水系の流域面積 1,680km² 中、山梨県東部地域に属する大月市、上野原町、小菅村、秋山村、道志村の 5 市町村に含まれる、面積約 530km²の流域を相模川上流(東部)圏域と称します。

圏域内の水系は、相模川(桂川)及び相模川(桂川)に流入する二次支川、及び三次支川を合わせた 37 河川により構成されています。

相模川(桂川)は、山梨県の山中湖にその源を發し、山梨県の東部地域を東北に流下し、笹子川、葛野川、鶴川、秋山川、道志川等を合流し、神奈川県さがみわんの中央を流下して相模湾に注ぐ一級河川です。

(図 1-1 参照)

圏域の大部分は山地に囲まれており、河川沿川に河岸段丘が形成されています。圏域の地質は、中央部をほぼ東西に流下する相模川(桂川)を挟んで異なっており、北部は泥岩と千枚岩、南部は安山岩、流紋岩、玄武岩溶岩が主な組成となっています。

本圏域は寒暖の差が激しく内陸的な気候で、平成 13 年における年平均気温は 9～14 程度です。また、年間の降水量は 1,600～2,200mm 程度で、梅雨期、台風期に集中しています。

圏域内の人口は約 65,000 人で山梨県の 7%程度を占めており、その内 9 割程度が大月市、上野原町に集中しております。

圏域内の河川は山地内を流下する急流河川であり、河川沿川では、出水期である梅雨期、台風期においてこれまで度々洪水による被害を被ってきております。

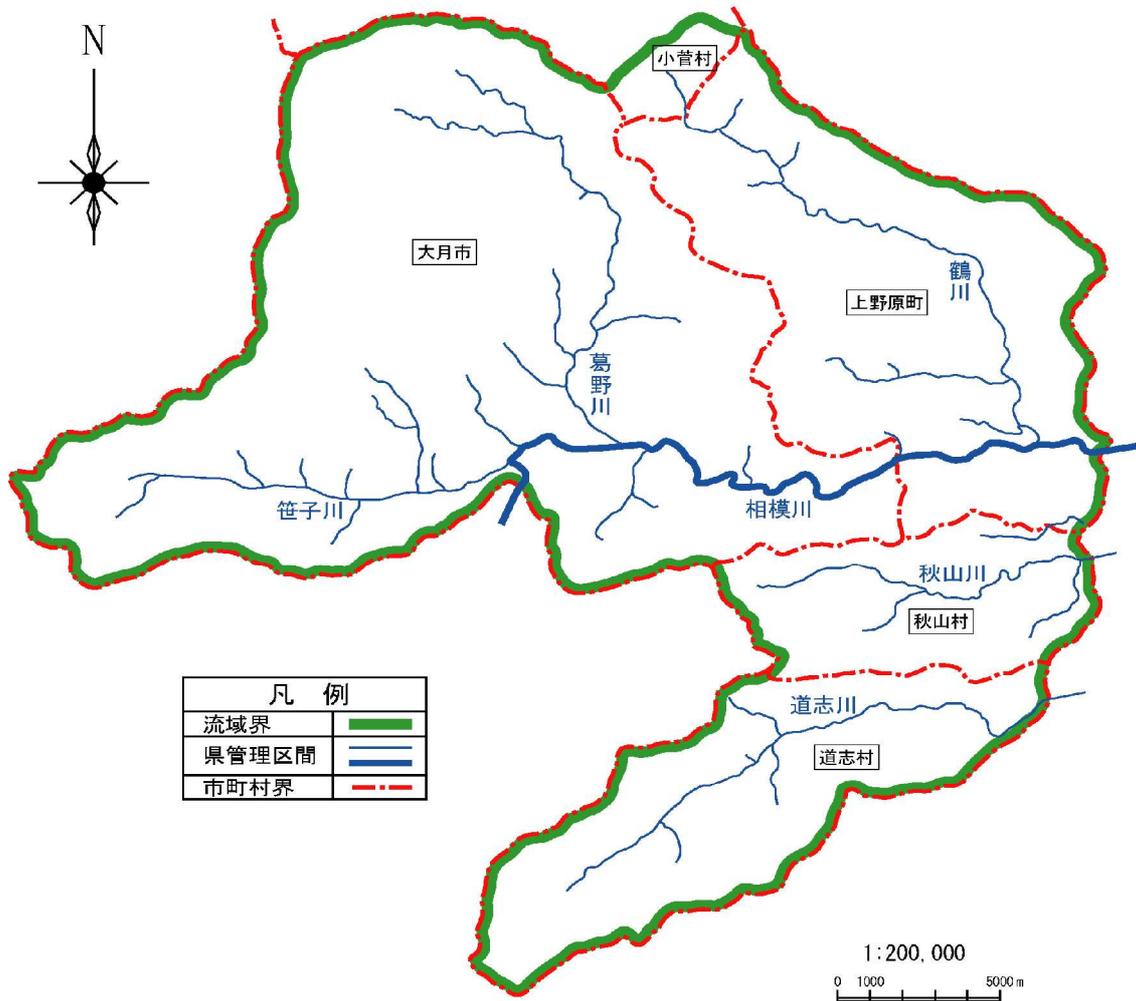
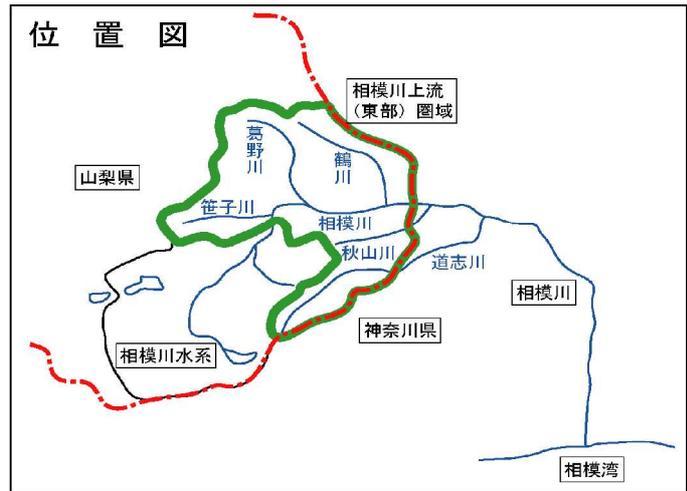


図 1-1 相模川上流（東部）圏域概要図

1.2 自然環境および社会環境

1.2.1 自然環境の概要と課題

(1)河川環境、景観の概要

圏域内の河川はその大半が渓谷を流下する自然河川であり、河道内に岩が露出しているところもあります。

河道の形状も複雑で、瀬や淵が幾つも存在し、魚類等の生息場として良好な環境を形成しており、水際には多年草の繁茂が見られるところもあります。

(写真 1-1 参照)

圏域内の河川は主に渓流釣りの場として利用されているほか、渓谷、河岸段丘のおりなす景観も美しく、四季を通じて人々の潤いと安らぎの場を提供しています。

相模川(桂川)



笹子川



葛野川



鶴川



秋山川



道志川



写真 1-1 圏域の河川

(2)地形、地質の概要

本圏域は、相模川水系の上・中流域に位置し、東縁・北縁・西縁を丹波山地に囲まれ、南縁は丹沢山地に囲まれた地域にあります。圏域の西部は、大菩薩峠や雁が腹摺山などを有する標高 2,000m 前後の急峻な山岳地帯となっており、その東方向に広がる山麓緩斜面に大月市、上野原町、小菅村が位置しています。圏域の南部は、相模川(桂川)と秋山川の間に秋山山地が、また秋山川と道志川の間に道志山地が位置する中起伏の山麓地帯となっており、秋山村、道志村が位置しています。

本圏域の地質は、圏域北部は、小仏層群と呼称される地層で、泥岩、千枚岩等から成っています。圏域南部は、御坂層群と呼称される地層で、安山岩、流紋岩、玄武岩溶岩等から成っています。また、相模川(桂川)沿川は、富士川層群と呼称される地層で、泥岩、砂岩、凝灰岩等から成っています。

(3)気候概要

圏域内の気候は、夏暑く、冬寒い内陸的な気候を示しています。平成 13 年の年間の平均気温は 9～14 程度です。また、年間の降水量は 1,600～2,200mm 程度で、梅雨期、台風期に集中することが多く、これまでも台風期の豪雨により多くの災害が発生しています。

(4)動植物の生息、生育状況の概要

植生は、圏域北部の山地部でクヌギ・コナラ林、圏域南部の山地部でクリ・ミズナラ林が分布しています。また、相模川(桂川)沿川河岸段丘部では、スギ・ヒノキ等人工林が分布しています。

西部に位置する黒岳を中心とする稜線周辺にはカラマツ植林が分布し、南部の道志川上流部には、ブナ林の分布がみられます。

また、河川沿いに生育する植物としては、上流の溪流岸壁にはイワタバコ、ヤシャゼンマイが、中流域の河川敷には、ツルヨシやミゾソバなどがみられます。

動物は、ほ乳類はツキノワグマやニホンジカ、ニホンイノシシ等の大型ほ乳類から、イタチ、ハクビシン等の小型ほ乳類まで多様な種類が生息しています。なお、特筆すべき種として、亜高山帯には国の特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のヤマネ、及び準絶滅危惧種のホンデオコジョ、日本固有種のホンドリス等の生息が確認されています。

鳥類は、多様な環境を反映し、亜高山帯に属する山頂付近では、イワヒバリ、ホシガラスなどが、低山帯の森林には、キビタキ、シジュウカラなど、溪流には、ヤマセミ、カワガラスなどがみられます。また、大野貯水池など広い水域には、カモ類の飛来と越冬する姿がみられます。なお、オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ等も生息しています。

両生類・爬虫類は、モリアオガエルが鶴川上流域に生息しています。ハコネサンショウウオが葛野川及び鶴川上流域で生息しています。なお、ナガレタゴガエルが葛野川上流で生息しているのが確認されています。

昆虫類は、注目すべきものとして、県の天然記念物に指定されているキマダラルリツバメが上野原町で保護されています。水生昆虫としては、準絶滅危惧種であるシロタニガワカゲロウが道志川上流域で確認されています。

魚類は、良好な水質を反映して、笹子川にはヤマメ、アマゴ、アユ、アブラハヤ、ウグイ等が確認されています。葛野川、鶴川、秋山川、道志川等にはイワナ、ヤマメ、アマゴ、カジカ等の溪流魚の他、アユ、アブラハヤ、ウグイ、オイカワ等が確認されています。

本流の相模川(桂川)には、猿橋付近にヤマメ、アマゴ、カジカ等の溪流魚が確認されており、上野原付近にコイ、ウナギ、オイカワ等が確認されています。

底生動物は、準絶滅危惧種として、トワダカワゲラとヒゲナガカワトビケラが挙げられます。このうち、トワダカワゲラは氷河期の遺存種で葛野川上流の支沢で確認されています。

(5)水質の概要

相模川(桂川)本川における環境基準の水域類型指定は、当圏域では環境基準 A 類型 (BOD 値(75%) : 2mg/l 以下) に指定されており、平成 9 ~ 13 年度の近年 5 年間の測定値 (大月橋) でみると、1.6 ~ 1.1mg/l の範囲で推移しており、環境基準を達成しています。

また、本川以外では笹子川、鶴川、秋山川、道志川で水質を測定しており、水域類型指定は、このうち笹子川、鶴川で A 類型となっています。これらの観測地点でも近年は環境基準が達成されています。

(6)自然環境の課題

課題としては、本圏域内に現存する多様な自然環境を後世に残す為に、現況の自然環境に極力配慮した河川整備を行っていく必要があるという点が挙げられます。

1.2.2 社会環境の概要

本圏域の人口は、約 65,000 人で、県全体の約 7%を占めており、1,985 年（昭和 60 年）以降ほぼ横這い状態となっています。主な産業は製造業、卸売、小売、飲食店、サービス業等であります。なお、農林漁業等の一次産業は県全体に比べて少なくなっています。

土地利用は、圏域の約 80%を森林が占めており、農用地、宅地は合わせて 3%程度で河川沿いに集中しています。

交通網は、相模川(桂川)に沿うように J R 中央線、中央高速道路、国道 20 号が東西に貫通しており、主要幹線交通路として地域の生活環境、観光等の利便性に大きく寄与しています。

文化財・史跡等は、民家、集落などの集中する国道 20 号沿いに多く存在しています。このうち、葛野川合流点下流の相模川(桂川)には、日本三奇橋の一つで国の名勝に指定されている「猿橋」があります。

圏域内開発は、「J R リニアモーターカー実験線」の布設、「東大月ニュータウン」、「四方津ニュータウン」等の宅地や上野原工業団地等の造成が進行しております。

本圏域において河川と地域の関わりは深く、古くから農水として利用されてきました。江戸時代にはアユ漁業が営まれていました。明治以降では、水道事業や発電といった産業発達のための利用が挙げられます。さらに近年では、キャンプ場や溪流釣り場などレクリエーションの場としても利用されています。圏域内の各市町村は、その総合計画の中で、人と自然の共生、自然環境の保全、河川空間の利用等を計画の基本方針として掲げています。

1.3 治水の現状と課題

1.3.1 主要な水害

本圏域では、降水量が梅雨期、台風期に集中することが多く、また圏域の地形は主に山地であり、河川が急流のため、古くからたびたび洪水被害を受けています。

(表 1-1～表 1-3 参照)

戦後の主な洪水には、昭和 22 年 9 月洪水、昭和 34 年 8 月洪水、昭和 57 年 8 月洪水、昭和 58 年 8 月洪水、近年では平成 3 年 8 月洪水などがあります。

このうち、昭和 57 年 8 月には台風 10 号により、上野原観測所で時間雨量 64mm、大菩薩観測所で総雨量 455mm を記録する大雨となり、圏域の浸水面積 39.8ha、被害家屋数は 287 戸におよび、特に葛野川において大災害となりました。

表 1 - 1 相模川上流（東部）圏域内の被害（戦後の主な洪水）

| 洪水名 | 浸水面積 (ha) | 家屋被害(戸) | | | | 統計種別 |
|----------------------------|--------------|----------------|-------|-------|-------|------------------------|
| | | 流失・全壊 | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | |
| S 22.9.14～15 (カスリーン台風) | 4,268 | 流失 44、全壊・半壊 12 | | 不明 | 6,004 | 県計被害 |
| S 34.8.14 (台風 7 号) | 不明 | 1,911 | 5,456 | 2,549 | 不明 | |
| S 57.8.3 (台風 10 号) | 39.8 | 12 | 19 | 96 | 160 | 相模川上流 (東部)圏域 内被害 |
| S 58.8.15～16 (台風 5、6 号) | 7.0 | 0 | 0 | 4 | 0 | |
| H 3.8.20～21 (台風 12 号) | 1.8 | 1 | 1 | 15 | 67 | |

出典：山梨県の気象百年（甲府地方気象台）昭和 34 年土木災害記録集（山梨県土木部）

表 1 - 2 昭和 57 年 8 月 3 日（台風 10 号被害）

| 河川名 | 浸水面積 (ha) | 被害家屋(戸) | | | | 被害額(百万円) | |
|---------|--------------|---------|----|------|------|----------|----------|
| | | 流失・全壊 | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | 当時額 | H13 年次換算 |
| 笹子川 | 3.0 | 5 | 2 | 11 | 42 | 325 | 380 |
| 葛野川 | 2.6 | 5 | 4 | 18 | 76 | 1,506 | 1,762 |
| 浅利川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 | 40 |
| 鶴川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 622 | 728 |
| 秋山川 | 2.9 | 0 | 0 | 1 | 7 | 308 | 360 |
| 道志川 | 11.5 | 2 | 12 | 1 | 7 | 401 | 469 |
| 相模川(桂川) | 19.8 | 0 | 1 | 65 | 28 | 543 | 635 |
| 合計 | 39.8 | 12 | 19 | 96 | 160 | 3,739 | 4,374 |

表 1 - 3 平成 3 年 8 月 20～21 日（台風 12 号被害）

| 河川名 | 浸水面積 (ha) | 被害家屋(戸) | | | | 被害額(百万円) | |
|---------|--------------|---------|----|------|------|----------|----------|
| | | 流失・全壊 | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | 当時額 | H13 年次換算 |
| 笹子川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 132 | 131 |
| 葛野川 | 1.8 | 1 | 1 | 15 | 67 | 533 | 529 |
| 浅利川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 26 | 26 |
| 鶴川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 287 | 285 |
| 秋山川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| 道志川 | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 52 |
| 相模川(桂川) | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 186 | 185 |
| 合計 | 1.8 | 1 | 1 | 15 | 67 | 1,224 | 1,216 |

1.3.2 治水の沿革と課題

本圏域の治水事業は、古くから砂防事業や災害復旧工事を中心として行われており、このうち葛野川においては、昭和 34 年の災害復旧工事、昭和 42 年からの局部改良工事等の治水事業により河川整備が進められてきました。

最近の河川工事としては、笹子川における砂防事業、笹子川支川宮川の河川改良事業、鶴川の局部改良事業などが行われています。

課題としては、圏域の地形特性や既往の被害状況を考慮すると、今後もこれまでに実施されてきた治水事業をさらに推進し、災害を未然に防止するための施策を進めていく必要があるという点が挙げられます。

1.4 河川の利用の現状と課題

本圏域の河川の水は、古くから発電、農業用水及び上水源等に広く利用されています。現在、本圏域にある県管理河川の既得水利としては、農業用水として約 1.4m³/s、水道用水として約 0.03m³/s の許可水利と、灌漑面積約 430ha の慣行水利があります。また、発電用水（許可水利）として最大約 42m³/s の流水が利用されています。

近年市街地の人工集中および周辺の宅地開発の進展により水道水の需要が増加しており、平成 18 年には給水人口が大月市において 42,960 人（1 日最大給水量 25,050m³/日）上野原町において 27,500 人（1 日最大給水量 17,900m³/日）になると予想されています。

表 1-4 水道用水需要量

| | 平成 12 年 給水人口 人 | 平成 18 年 | |
|------|-------------------|---------|-----------------------------|
| | | 給水人口（人） | 1 日最大給水量(m ³ /日) |
| 大月市 | 26,864 | 42,960 | 25,050 |
| 上野原町 | 22,044 | 27,500 | 17,900 |

出典：東部地域広域水道事業（東部地域広域水道企業団）

発電用水（許可水利）最大約 42m³/s

- ・ 上流（東部）圏域内の相模川本川の流水利用には、駒橋発電所（最大 25.04m³/s）、八ツ沢発電所（最大 41.74m³/s）、松留発電所（最大 41.74m³/s）における利用がある。
- ・ 三つの発電所で流水は反復利用されているので、最大利用水量は 41.74m³/s とした。
- ・ 支川では葛野川の土室川発電所において最大 0.5m³/s の流水利用がある。
- ・ よって、圏域内の流水利用量は 41.74m³/s+0.5m³/s = 約 42m³/s とした。
- ・ なお、葛野川上流の葛野川発電所では、流域外からの導水により最大 140m³/s の利用があるが、これは計上していない。

昭和 39 年夏季には葛野川、昭和 59 年の夏季、冬季においては笹子川が深刻な水不足に見舞われました。近年では、平成 7 年に、上野原町四方津の奥平地区で 1 日 2 回、計 11 時間の断水が 4 ヶ月以上行われました。また、平成 11 年には、同じく上野原町四方津の大規模住宅団地において水不足となり、節水が呼びかけられました。

課題としては、頻発する渇水被害や水需要の増加傾向を考慮し、水不足に対して安定した水利用が出来るように河川整備を進める必要があるという点が挙げられます。

2.河川整備の目標に関する事項

2.1 河川整備の対象河川

本整備計画は、相模川上流（東部）圏域内にある、山梨県管理の一級河川を対象とします。

2.2 河川整備計画の対象期間

本整備計画の計画対象期間は今後 20 年間とします。

本整備計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後もこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗等の変化により、適宜見直しを行うものとします。

2.3 河川整備計画の目標に関する事項

2.3.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

本整備計画では、相模川上流（東部）圏域 37 河川について、過去の被災状況、氾濫区域内の資産、市町村要望等を総合的に評価し、優先度の高い河川として、計画的に整備を実施する河川を以下の 2 河川とします。

・ 笹子川 ・ 葛野川

笹子川については、近年大きい被害を発生させている昭和 57 年 8 月洪水、及び平成 3 年 8 月洪水等を安全に流下させることができ、流域の人口及び資産の状況等から、概ね 50 年に 1 回程度発生する河川の流量に対して洪水被害を防止することを目標とします。

また、葛野川については、近年大きい被害を発生させている昭和 57 年 8 月洪水、及び昭和 58 年 8 月洪水等を安全に流下させることができ、流域の人口及び資産の状況等から、概ね 80 年に 1 回程度発生する河川の流量に対して洪水被害を防止することを目標とします。

なお、災害復旧工事、局部的な改良工事及び維持工事については、上記河川にとらわれず、必要に応じて整備を行っていきます。

2.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の正常な機能を維持するには、動植物の生息・生育環境の保全、流水の清潔の保持、及び適正な水利用等に支障をきたさないよう配慮する必要があります。このため、本整備計画においても、期間別に一定の流量を維持するために数値目標を設定することとします。

葛野川においては、概ね 10 年に 1 度発生する渇水時においても流水の正常な機能を維持するために、以下の流量を確保することとします。

田無瀬地点では、灌漑期（6～9 月）に最大 $2.003\text{m}^3/\text{s}$ 、非灌漑期（10～翌 5 月）に最大 $1.654\text{m}^3/\text{s}$ を確保します。

葛野川を除く相模川本川や支川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後諸調査を進めることとします。

2.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

本整備計画では、治水面との整合を図りながら、現在の相模川(桂川)が有する動植物の生息、生育環境を極力保全し、沿川住民が川と親しむことのできる水辺空間の形成に努め、下水道部局等と連携を図りながら水質を保全することを目標とします。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的と内容

本整備計画で河川整備を計画的に進めていく区間は、沿川の土地利用や過去の被災状況、及び既定計画と現在までの実施状況を考慮し、下記区間とします。

(表 3-1 及び図 3-1 参照)

また、河川工事の実施にあたっては、環境や沿川状況に配慮し、地域住民の皆さんに対して実施内容の説明を行います。

表 3 1 整備対象河川工事区間

| 整備河川名 | 施工区間 | 施工距離 |
|-------|----------------------|----------|
| 笹子川 | 河川改修：真木川合流点～奥野沢川合流点 | 約 1,700m |
| 葛野川 | ダム建設：大月市七保町大字瀬戸字深城地先 | |

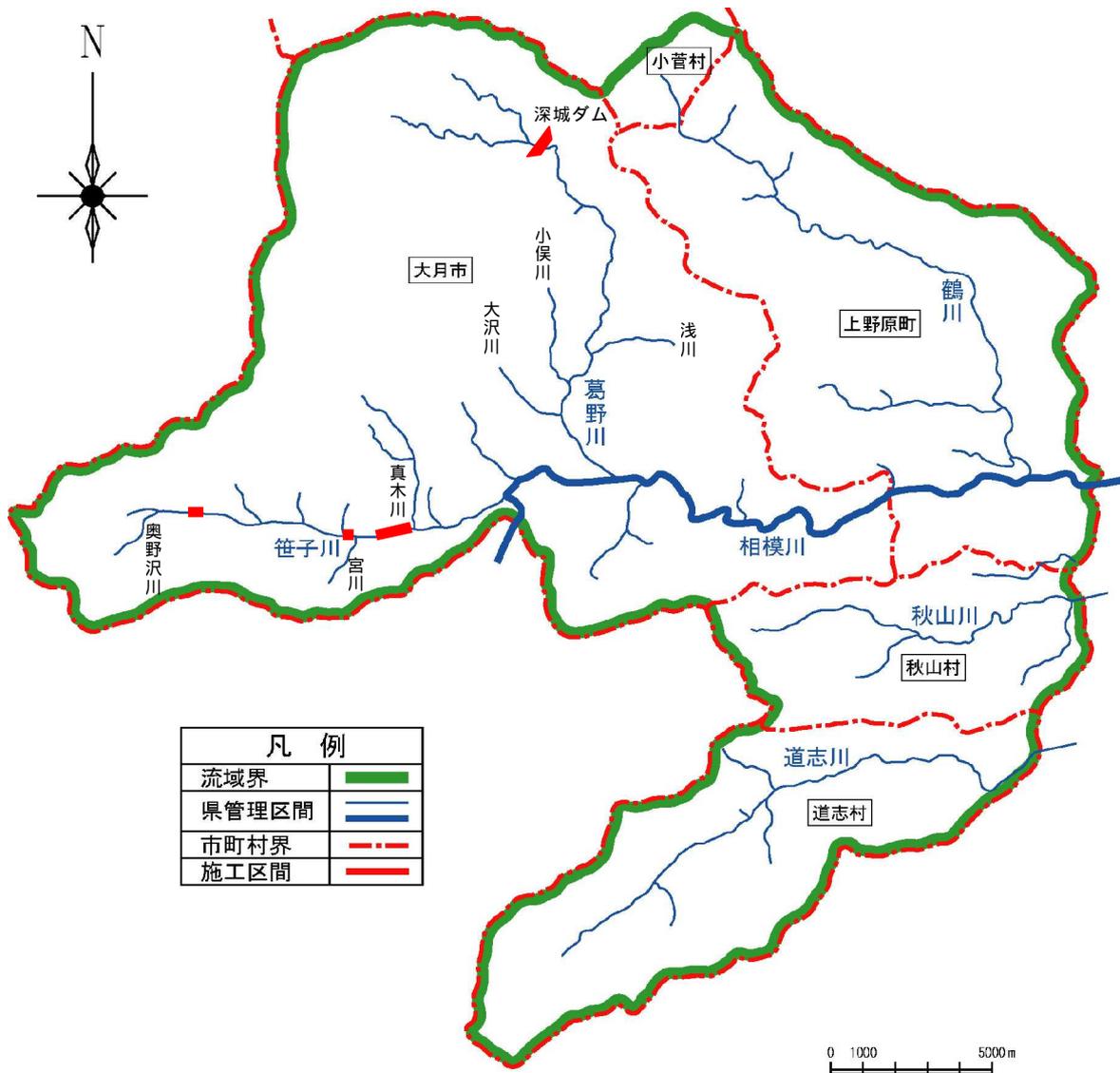


図 3-1 整備対象河川の工事区間位置図

(1) 笹子川

河川改修工事は、笹子川の沿川の住宅地や農地等への溢水を防ぐため、河道の掘削や築堤及び流路拡幅により河道の疎通能力を向上させ、動植物の生息、生育環境を極力保全した上で、黒野田基準地点における疎通能力 355m³/s を確保することを目的とします。(表 3-2 及び図 3-2 ~ 図 3-3 参照)

表 3-2 河川工事の施工の場所と工事の内容

| 河川工事の施工の場所 | | 河川工事の内容 |
|-------------------|----------|---------------------|
| 真木川合流点 ~ 法雲寺橋下流地点 | 約 1,300m | 築堤、流路拡幅、護岸工、根固めブロック |
| 宮川合流点上流部 | 約 200m | 流路拡幅、護岸工 |
| JR 第五鉄橋下流部 | 約 200m | 築堤、護岸工、根継工、根固めブロック |
| 合計 | 約 1,700m | |

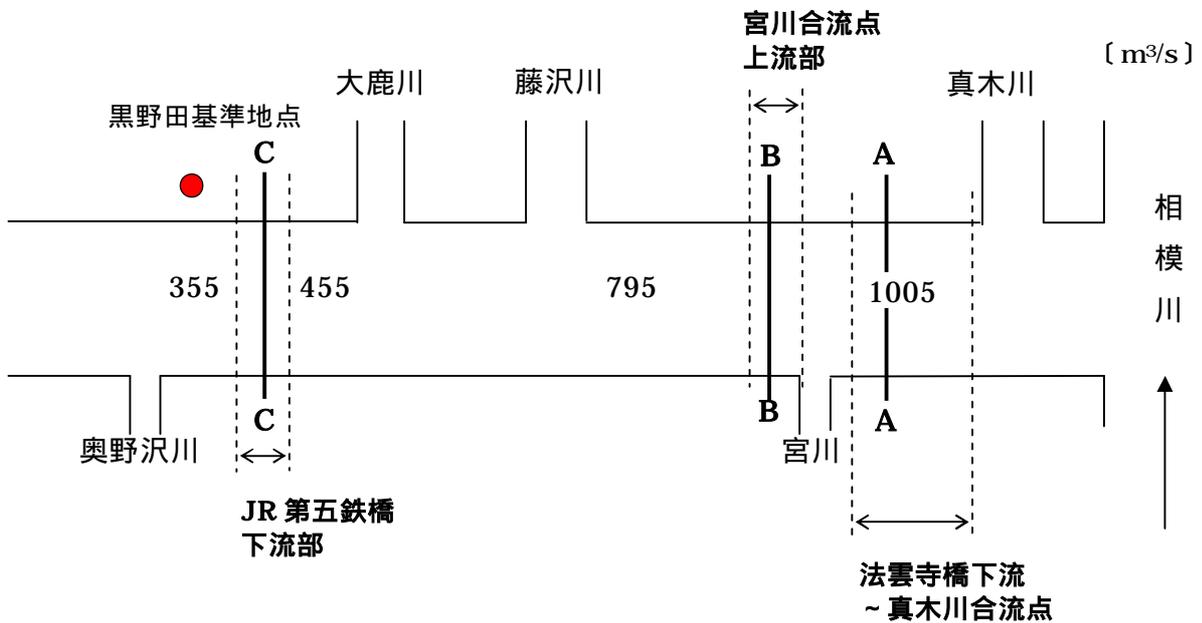


図 3 2 計画高水流量配分図



図 3 3 河川工事施工位置図

河道を改修するには、現況河道の改変を最小限に抑え、できる限り瀬、淵を保全する方針とし、動植物の生息、生育環境の保全に配慮します。また、比較的用地を広く確保できる箇所では、動植物の生息、生育環境を創出すると共に、沿川住民が川と親しむことのできる水辺空間を形成する方針とし、親水面、環境面に配慮した河道改修を行います。(図 3-4～図 3-6 参照)

A - A 断面 (真木川合流点から 1.0 km 地点)
法雲寺橋下流

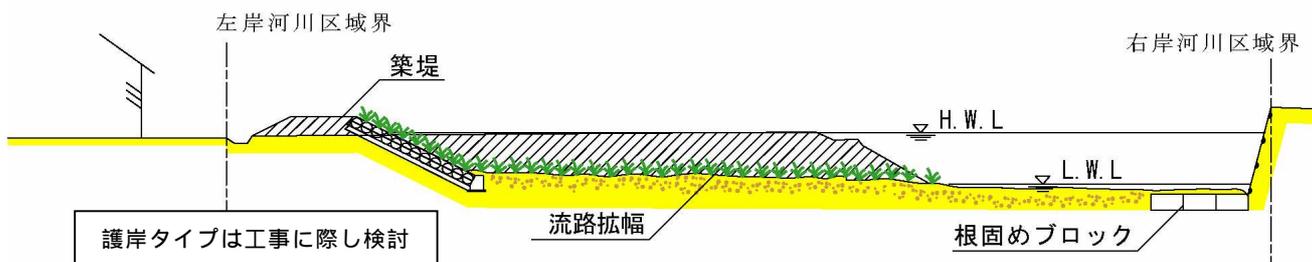


図 3 - 4 横 断 図

B - B 断面 (真木川合流点から 1.9 km 地点)
宮川合流点上流

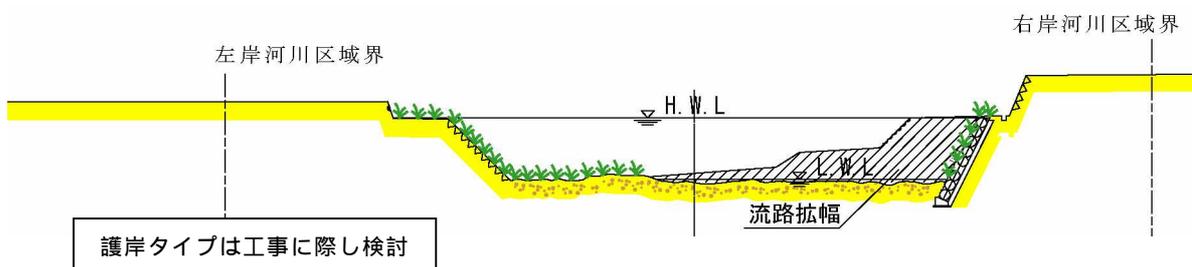


図 3 - 5 横 断 図

C - C 断面 (真木川合流点から 7.1 km 地点)
JR 第五鉄橋下流

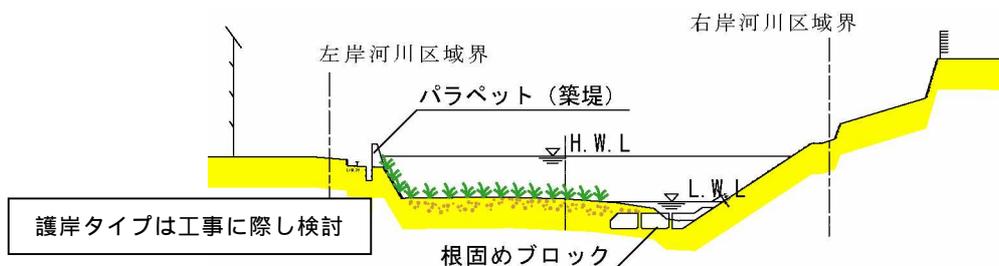


図 3 - 6 横 断 図

(2)葛野川

葛野川は、上流部に深城ダムを建設し、洪水調節により「田無瀬地点」における流量 $850\text{m}^3/\text{s}$ を $680\text{m}^3/\text{s}$ に低減し、現況河道の治水安全度の向上を図ることを目的とします。(図 3-7～図 3-9 参照)局所的に、余裕高が不足する箇所については、護岸のかさ上げを行い、計画高水流量を安全に流下させます。

また、ダムを建設することにより、新たに水道用水の確保を行うとともに、概ね 10 年に 1 回程度発生すると予想される渇水に対して、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保します。(表 3-3 参照)

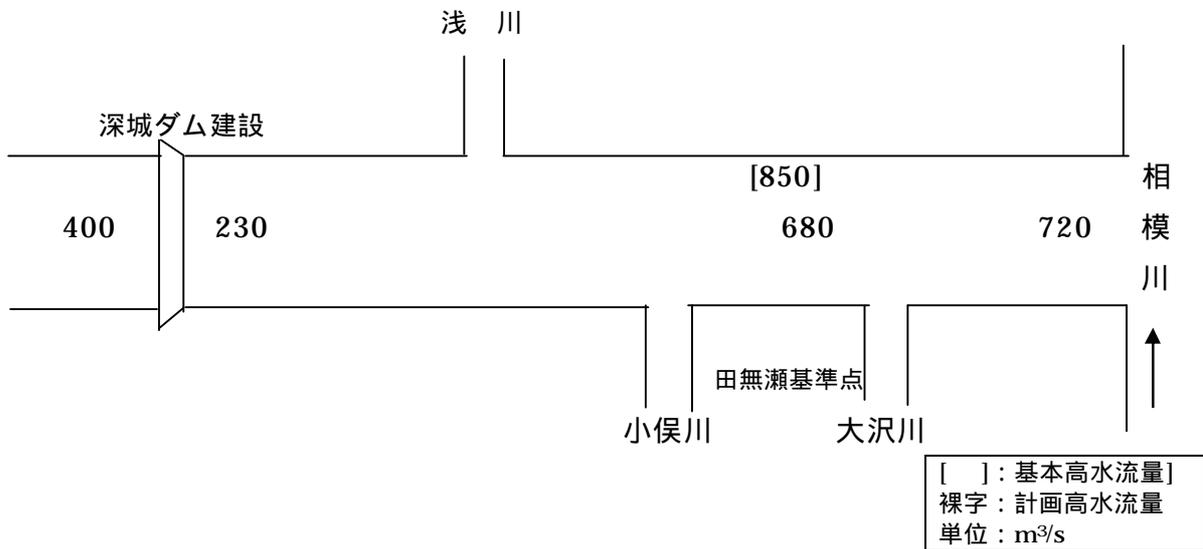


図 3 7 計画高水流量配分図

表 3 - 3 管理施設の概要

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 名 称 | 深城ダム |
| 形 式 | 重力式コンクリートダム |
| 堤 高 | 87 m |
| 堤 頂 長 | 164 m |
| 総貯水容量 | $6,440,000\text{m}^3$ |
| 湛水面積 | 0.32 km^2 |
| 設置目的 | 洪水調節、流水の正常な機能の維持に必要な流量の確保、新規水道用水の補給 |

下面図

標準図

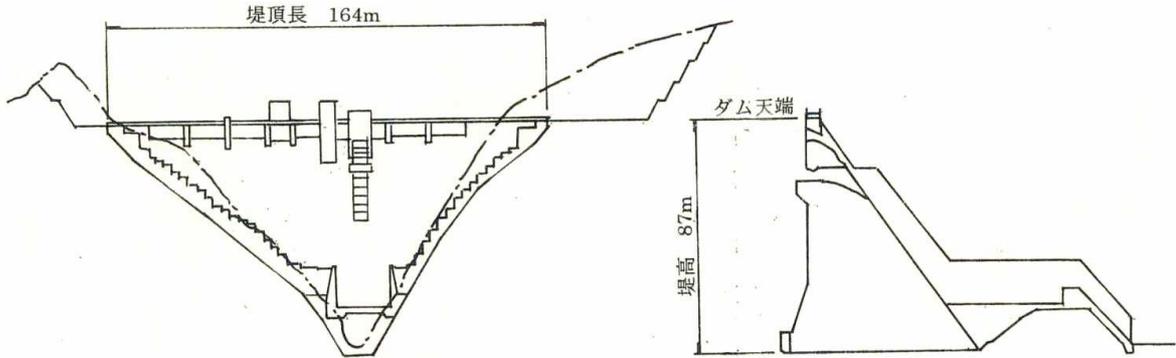


図 3 8 深城ダム断面図

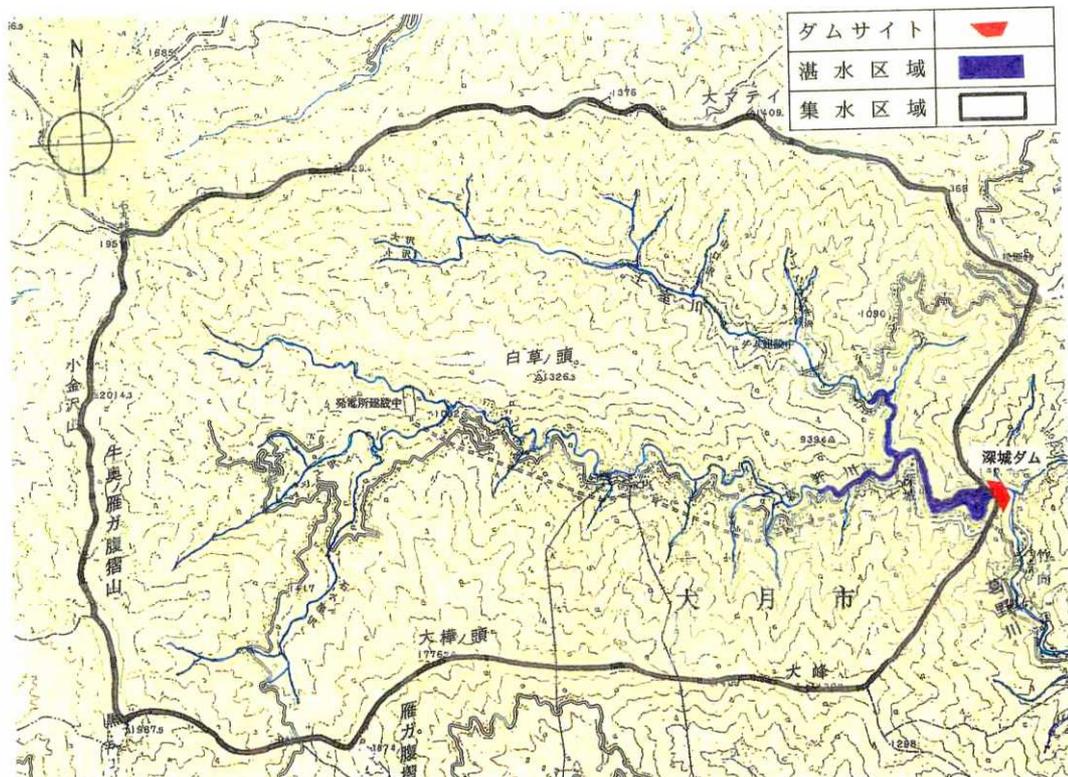


図 3 9 深城ダム平面図

3.2 河川維持の目的と内容

本圏域の河川維持は、災害の発生の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を視野に入れて行います。具体的には下記の事項について実施します。

3.2.1 河川管理施設の維持管理

河川管理施設は、計画高水流量相当の疎通能力の維持、堤防・護岸の質的な安全性の維持、その他河川工作物の機能維持を目的に維持管理を行います。

具体的には、河道侵食防止のための河川維持工事、洪水時に堆積した土砂の浚渫、洪水流下の妨げとなる樹木の伐採、河道内に流入する流木の撤去を実施し、堤防、護岸、その他河川工作物のパトロール及び修繕を行います。

3.2.2 ダムの維持管理

ダムについては、深城ダムの適正な機能維持を目的に維持管理を行います。

具体的には、ダム操作施設の修繕や、ダム貯水池内の流木・ゴミの除去などを行います。

3.2.3 水量・水質の保全

水量・水質については、流水の適正な利用の維持、現況の良好な水質の保全を目的に維持管理を行います。

具体的には、水量に関しては、流量観測や水利用実態調査により流況を把握し、関係機関や圏域内の住民と連携して水利用の適正化に努めます。また、渇水時には情報収集を行い、関係機関へ情報の提供を行うと共に関係者間の水利用の調整に努めます。

水質に関しては現状のほぼ良好な河川水質を保全するため、下水道施設、農業集落排水施設、浄化槽等、生活排水処理施設の整備を行う関係機関と連携を図るとともに、流域住民への水質保全などの啓発にも努めます。

3.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

3.3.1 地域ぐるみの河川管理

広報による PR 活動を通じて住民の皆さんに対し河川管理の必要性を啓蒙すると共に、河川管理に対する意見をくみ上げ、住民の皆さんと共に河川美化活動や河川内のゴミ収集活動等を実施することで、地域ぐるみの河川管理を推進して行きます。

3.3.2 情報伝達体制の構築

洪水時及び濁水時の被害を防止・軽減するために、下記の事項について実施します。

(1)洪水対策

洪水時に迅速な避難が行えるように、非常時の警戒避難体制の整備に努めると共に、迅速な水防活動が行えるよう日頃から関係機関との連絡体制を整備するよう努めます。また、降雨状況、河川水位・流量等洪水に関する情報基盤整備を行い、即時情報の公開に努めます。

(2)濁水対策

濁水等の被害を最小限におさえるため、河川流況について情報収集を行ない、関係機関へ情報提供することにより、関係者間の水利用の調整ができるように、連絡体制を整備するよう努めます。

(3)水質事故

事故の早期発見に努めるよう監視体制の充実を図って行きます。また、被害が発生した場合に対応するため、速やかに情報を収集し、関係機関と共に適切な被害防止対策を講じ、地域住民等への情報提供ができるように、連絡体制を整備するよう努めます。

< 市町村合併による「河川整備計画」の修正に関するお断り >

相模川水系相模川上流（東部）圏域内の上野原町、秋山村の1町1村は、平成17年2月13日合併し、上野原市となりました。よって、相模川水系相模川上流（東部）圏域河川整備計画について、合併後の上野原市に修正すべきですが、合併以前の町村の情報整理、分析を行っていますので、内容及び表記を修正していません。

ご理解の程、よろしくお願い致します。